二　法第十二条の七第一項の認定を受けた者にあつては、前号に掲げるもののほか、次の表の上覧の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	収集又は運搬を行つた事業者の名称
	収集又は運搬年月日
	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地
	処分を行つた事業者の名称
	処分年月日
	処分方法ごとの処分量
	処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2・3　（略）

（産業廃棄物管理票の交付）

第八条の二十　管理票の交付は、次により行うものとする。

一～四　（略）

五　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（管理票の記載事項）

第八条の二十一　法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八条の三十一の五第三号に規定する登録番号

十一　（略）

十二　電子情報処理組織使用義務者が第八条の三十一の四各号のいずれかに該当して管理票を交付した場合には、その理由

2　（略）

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の二十五の二　処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回

（新規）

2・3　（略）

（産業廃棄物管理票の交付）

第八条の二十　管理票の交付は、次により行うものとする。

一～四　（略）

五　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（管理票の記載事項）

第八条の二十一　法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八条の三十一の二第三号に規定する登録番号

十一　（略）

（新規）

2　（略）

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の二十五の二　処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回